

福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成21年11月16日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）の圧縮機停止時に起動停止用リレーにチャタリングが認められたため、原因を調査	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気空調機のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
3	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素貯蔵タンクレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・調整	D	
4	その他	プラントデータ表示システム用計算機へのタービン設備関係データ伝送の伝送不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	11月17日再審議にて号機変更 1号機→その他
5	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）入口弁もしくは出口弁又は双方にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
6	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置建屋換気空調系給気処理装置の差圧指示計の点検において、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換	D	
7	4号機	タービン建屋電気品室局所空調機（B）冷却水入口弁の弁棒が折損したため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	補機冷却系海水ポンプ（B・C）駆動用電動機の取替作業において、当該電動機の一部に塗装剥離が認められたため、当該部を修理	対象外	
9	4号機	主タービン入口蒸気母管ドレンレベルスイッチの点検において、計器接点に動作不良が認められたため、当該計器を修理	D	
10	4号機	発電機水素ガス冷却器（C）入口ベント弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	所内ボイラ室の酸素濃度低の警報が発生し、酸素濃度計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該濃度計を点検・調整	D	
12	5号機	原子炉建屋からの搬出物品確認測定において、搬出基準汚染密度を超える物品（フレキシブル電線管用コネクタ（2個）：約7ベクレル/cm ² 及び約13ベクレル/cm ² ）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）ドレンセパレータ用ドレン弁の弁棒グランド部よりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用冷却水空気冷却器入口ドレン弁、出口ドレン弁及び潤滑油冷却器出口ドレン弁のいずれかにシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	原子炉建屋地階トラス室排水サンプ（B）用ポンプに汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
16	6号機	原子炉格納容器除湿系冷却水ポンプ（A）の点検において、軸スリーブのキーがシャフトより取外せないため、当該キーを削り取り新品に交換	D	
17	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送用配管トレンチ（油・ストームドレン処理建屋側）内における漏水発生の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
18	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送用配管トレンチ（タービン建屋側）内における漏水発生の可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
19	集中環境施設	シャワードレン処理系収集タンク（B）のサンプリング用シンクより、水の溢水（約0.8リットル、汚染無し）が認められたため、拭き取り清掃し原因を調査	C	
20	その他	免震重要棟設置工事現場において、型枠解体作業中の協力企業作業員が、上下で釘により固定されていた栈木（さんぎ）を解体しようとバールを栈木の間にしていたところ、バールが外れた反動で左手中指を上下の栈木の間に挟み、下栈に残っていた釘により、左手第3指を刺創した。業務車にて病院へ搬送し診察・治療を受けた結果、「左手第3指釘刺創」と診断されたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで